

平成 25 年 9 月 27 日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)
法 務 省
外 務 省
厚 生 労 働 省

帰国支援を受けた日系人への対応について

平成 21 年度に実施しました日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国された方については、当分の間(1) 同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととしておりましたが、昨今の経済・雇用情勢等を踏まえ、10月15日(火)(予定)より、一定の条件(2)の下に、再入国を認めることといたしました。

- 1 当分の間の期間については、事業が開始された平成 21 年 4 月から原則として 3 年を目途としつつ、今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととされておりました。
- 2 再入国をしようとする日系人の方の安定的な生活を確保するため、日本で就労を予定している方については、在外公館におけるビザ申請の際、1 年以上の雇用期間のある雇用契約書の写しの提出を条件としました。

【参 考】

○ 日系人離職者に対する帰国支援事業の内容

<実施期間>

平成 21 年度

<支給額>

・本人 1 人当たり 30 万円、扶養家族については 1 人当たり 20 万円

<実施結果>

- ・当該事業による出国者数 21,675 人(うちブラジル国籍者 20,053 人(全体の 92.5%))
- ・都道府県別では、愛知県 5,805 人、静岡県 4,641 人

本件担当一覧

内閣府定住外国人施策推進室 小林、中西(定住外国人施策に関すること)

03-5253-2111(内線 44271、44261)

法務省入国管理局入国在留課 長尾、小久保(入国管理に関すること)

03-3580-4111(内線 2758、2766)

外務省領事局外国人課 永澤、成毛(査証発給に関すること)

03-5501-8000(内線 3154、2397)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課 遠坂、小俣(雇用に関すること)

03-5253-1111(内線 5765、5766)